

国際関連情報 Report from IFRS-AC

IFRS-AC (2015年11月) 出席報告

IFRS 諮問会議 副議長
みずほ証券(株) 経営調査部 上級研究員 **くまがい ころう**
熊谷 五郎

I. はじめに

2015年11月23、24日、ロンドンにおいてIFRS財団・IFRS諮問会議(IFRS-AC)が開催された。以下その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会(IASB)、IFRS財団トラスティーに対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議で、毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。今回はやや異例で11月の開催となった。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社財務部長・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名である。また河野正道金融国際審議官がモニタリング・ボード議長の立場で出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長(2名のうちの1名)を務めている¹。

II. 2015年11月開催IFRS諮問会議・議事概要

今回のIFRS-ACの議事一覧を図表1に示す²。以下、順にその議論の概要を報告する。

1. IFRS-AC議長によるプレビュー

会議冒頭の15分を使って前回(2015年6月)IFRS-ACでの議論の振り返りがあった。ペリー議長から過去4か月に関する主な傾向として、投資家回りの議論と財務諸表の目的適合性に関する議論が指摘された。財務諸表は、投資家の経済的な意思決定に有用な情報を提供することを目的として作成される。会計基準もまた財務諸表がそのような目的に適合的な情報を提供するように開発される。しかしながら、新しい国際財務報告基準(IFRS)の開発にあたって、投資家からのインプットを集めるのにIASBは常に苦勞しており、投資家とのエンゲージメント(対話)は、IASBにとって喫緊の課題となっている。

また前回のIFRS-ACでは、わが国金融庁から日本におけるIFRSの任意適用状況に関する

1 また財務諸表作成者代表として、Gavin Francis氏(Deputy Group Chief Accounting Officer, HSBC Holdings)が筆者とともに副議長を務めている。

2 今回のIFRS-ACの資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-November-2015.aspx>

図表1 2015年11月開催 IFRS-AC 議事一覧

番号	日時	議事			
1	11月23日 9:15- 9:30	開会・IFRS-AC 議長によるプレビュー			
2	同 9:30-11:30	意見募集：「IFRS 財団の体制と有効性」について <ul style="list-style-type: none"> • IASB スタッフによる概要説明（戦略と予定） • 分科会 			
	同 9:30-10:00				
	同 10:00-11:30				
3	同 11:30-12:30	IFRS 財団トラスティー活動報告：指名委員会の活動			
4	同 12:30-13:15	IASB 及び IFRS 財団の活動報告			
5	同 14:15-15:45	「体制と有効性レビュー」・分科会報告			
6	同 16:00-17:30	FASB-財務会計基準諮問会議・Steven Buller 議長を迎えて			
7	11月24日 8:00- 9:00	投資家代表による朝食会			
8	同 9:15-11:15	2015年アジェンダ・コンサルテーション <ul style="list-style-type: none"> • IASB スタッフによる概要説明 • 分科会 			
	同 9:15- 9:45				
	同 9:45-11:15				
9	同 11:15-12:15	IFRS-AC メンバー組織の活動報告 <ul style="list-style-type: none"> • モニタリング・ボード：河野正道モニタリング・ボード議長 • 欧州会計学会（EEA）：Ann Jorissen EAA 会長 • 欧州委員会：Wojciech Fumanski 氏 			
			10	同 13:00-14:00	IFRS 財団の広報戦略（非公開）

出所：IFRS 財団

プレゼンテーションがあったが、筆者より過去4か月のアップデートを行った。9月に東京証券取引所より公表された、上場企業の会計基準選択に関する基本的な考え方に関する資料によれば、2015年3月末時点で75社であったIFRS任意適用企業数が同9月末では114社に達している。また、IFRSの任意適用を検討している企業数は9月末で194社ある。すでにIFRSを任意適用済み、任意適用することを公表済みの会社の時価総額は、6月末においてオーストラリアに次ぐ第8位の規模に達していること、仮に検討中の会社がすべてIFRSの任意適用を決定したとすると、日本は時価総額で見ると香港、イギリスに次いで世界第3位の

IFRS利用国になることを報告した（図表2）。わが国におけるこうした動きに対して、ペリー議長より「大変心強い」とのコメントがあった。

2. 意見募集：「IFRS 財団の体制と有効性」について

11月のIFRS-ACで、「アジェンダ・コンサルテーション」と並ぶ2大議案の1つが、IFRS財団トラスティーによる意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」についてであった。

IFRS財団の定款により、同財団の体制と有効性について5年ごとに見直し（レビュー）す

図表 2 IFRS 採用国の株式時価総額 (2015 年 6 月末)

国・法域	時価総額 (10 億ドル)	構成比
1 香港	4,907	7.0%
2 イギリス	3,744	5.3%
日本 (IFRS 採用済み、 決定済み、検討中)	2,094	3.0%
3 フランス	2,024	2.9%
4 カナダ	1,968	2.8%
5 ドイツ	1,875	2.7%
6 韓国	1,302	1.9%
7 オーストラリア	1,170	1.7%
日本 (IFRS 採用済み、 決定済み)	877	1.3%
8 スペイン	747	1.1%
9 ブラジル	722	1.0%
10 スウェーデン	673	1.0%

出所：東京証券取引所、Bloomberg のデータをもとにみずほ証券経営調査部が作成

ることが求められており、昨年 7 月に意見募集の文書が公表された。同意見募集文書は IFRS 財団及び IASB の 4 つの戦略目標 (①一組の高品質のグローバルな財務報告基準の開発、②世界規模での IFRS の利用拡大、③IFRS の首尾一貫した適用支援、④IFRS 財団の独立性、財務安定性、説明責任の確保) を確認したうえで、それぞれの論点につき質問を設定している。今回の意見募集では、特に①、③、④を重視しており、11 月の IFRS-AC でも、3 つの分科会に分かれて、議論が行われた。

- グループ 1：
 - ・幅広い企業情報開示において IASB が果たすべき役割
 - ・IFRS の首尾一貫した適用支援
- グループ 2：
 - ・IASB 及び IFRS 財団のガバナンスと資金調達体制
 - ・IFRS 財団トラスティー、IASB 理事の定

数・経歴要件の見直し

- グループ 3：

- ・IFRS タクソノミと財務報告におけるテクノロジーの役割

グループ 1 の議長は筆者が務めた。幅広い企業情報開示において IASB が果たすべき役割については、まず IASB が民間 NPO のために会計基準を開発すべきかが議論されたが、IASB のリソース上の制約を考えると、現在の上場企業を念頭に置いた会計基準開発から逸脱すべきではない、との見解が示された。また、「統合報告<IR>」や「企業報告ダイアログ (CRD)」などへの参加については、現在の IASB のアプローチ、すなわち「議論には積極的に参加するが、議論の取りまとめ役にはならない」という方針が支持された。石原委員からも、IASB は統合報告ではなく会計基準にフォーカスすべきであり、事業会社の観点からすれば、統合報告は任意開示とすべきで標準化・基準化には馴染まないとのコメントがあった。

IFRS の一貫した適用については、まず原則主義の IFRS について一貫した適用を求めることの難しさ、また各国規制当局がどういうレベルで IFRS 適用上の一貫性を求めているかによって、適用上の差が生じていること、さらに非英語圏では英語で書かれた原文から自国語へ IFRS を翻訳する過程でニュアンスが失われることなどが問題点として指摘された。その上で、このような状況への対応として、誤解を軽減するために教育文書をもっと活用すべきこと、学界・教育界・監査事務所などとの協働などが示唆された。また筆者は、まず各国における実務のバラつきを把握するために各国会計基準設定主体との共同リサーチを実施することを提言した。

またグループ 2 の議論では、IFRS 財団のガバナンス構造については、「モニタリング・

ボード⇒IFRS財団⇒IASB」という3層のガバナンス体制が支持された。現状の体制の透明性を上げるために、ステークホルダー間のコミュニケーションの重要性が確認された。

またトラスティー定数については、現在の定数が適切との声が多かった。しかし、トラスティーの性別、IFRSの最新動向や環境変化への理解度については、配慮すべきとの意見もあった。

一方でIASB理事定数を現在の16名から13名へ削減すべきという、意見募集文書の提案については、意見が割れ明確な結論が出なかった。IASB理事定数は現在16名ながら、北米及び欧州の地域枠がすでに実質的に1名ずつ欠員状態で現在実際の理事数は、14名と定数に対して2名少ないという状態となっている。したがってIASB理事定数を16名から13名へと減らす場合に、次はアジア・オセアニア枠が減らされるのではないかと警戒感が強く、日本もその例外ではない。それでもIFRS財団がそうした反対の声を押し切って定数削減を提案しているというのは、人数が少ない方が効率的な議論が期待できるというハンス・フーガーホーストIASB議長の強い意向が働いている。しかし、北米が米国とカナダと実質的に2か国であること、欧州が比較的同質性が高いのに対し、アジア・オセアニアは各国の個別事情が大きく異なっている。日本を含むアジア各国の委員からは、定数を削減するにしても16名から13名ではなく、現行の地域配分を追認して14名で十分ではないか、などの意見が出されていた。本件に関しては、石原委員より、IFRSは今や多くの国が採用するに至っており、IASB理事定数を考えるにあたり、地理的なダイバーシティに配慮することが重要であるとのコメントがあった。

グループ3で議論されたIFRSタクソノミやテクノロジーに関しては、XBRLそのものの開

発に関わるのではなく、タクソノミ（財務諸表の勘定科目に関するタグ付け）開発に関わるというIASBの戦略の方向性に関して支持が得られた。ただしIFRS-AC委員の多くはテクノロジーの専門家ではないせいか、議論が拡散し結論は得られなかった。

3. IFRS財団指名委員会の活動

IFRS財団トラスティーのメンバーで、同指名委員会Sheila Fraser議長より、指名委員会の責務と指名プロセスに関する説明があった。また、IFRS諮問会議の構成に関する非公式なレビューを実施することを検討している旨の発言があったが、本セッションでは、特段のアドバイスやコメントは聞かれなかった。

4. IASB及びIFRS財団の活動報告

IASBハンス・フーガーホースト議長、IASB・IFRS財団上級スタッフより、過去4か月におけるIASB及びIFRS財団の活動報告があった。本セッションでは、IASBが公開草案その他の文書を作成するにあたって審議期間が長すぎるのではないかと、より効率的・効果的な方法があるのではないかと問題提起がなされた。この点については、IFRS-ACにおける将来の検討課題の1つとして積み残しとなった。

またIASBの開示イニシアチブに関する提案の狙いを実現させるには、作成者に実務慣行を変えてもらう必要があるが、どのようにしてそうした変化を促すかについて問題提起された。これもまたIFRS-ACの将来における検討課題候補として積み残しとなった。

5. FASB財務会計基準諮問会議（FASAC）・Steven Buller議長を迎えて

FASAC（Financial Accounting Standards Advisory Council）は、米国財務会計基準審議会（FASB）の諮問会議体であり、IFRS-AC

のカウンターパートにあたる。本セッションでは、FASACのSteven Buller議長及びAlicia Posta FASACエグゼクティブディレクターを招き、FASACの組織、運営、現在の主な審議事項に関して説明を受けた。

IFRS-ACがIASBやIFRS財団の組織・運営、戦略に係るハイレベルな事項のアドバイスに特化しているのに対して、FASACは個別会計基準設定に関わるテクニカルなアドバイスも行う点が異なっている。IASBには各国・地域の会計基準設定主体をメンバーとする会計基準アドバイザリー・フォーラム（Accounting Standards Advisory Forum, ASAF）がその役割を担っているのに対して、FASBにはそのような組織がないためである³。

6. 2015年アジェンダ・コンサルテーション

アジェンダ・コンサルテーションについても分科会方式で議論された。論点は以下の3つであった。

- IASBのテクニカル・プロジェクトの5主要分野に対するリソースの配分
- 旧基準のメンテナンスと新基準の導入サポート
- 基準改訂のベース

5主要分野とは、①リサーチプログラム、②基準開発レベルプログラム、③概念フレームワーク、④開示イニシアチブ、⑤メンテナンスと導入プロジェクトである。これらの分野への資源配分が適切か議論された。このうち⑤は2番目の論点として扱われた。

旧基準のメンテナンスと新基準の導入サポートでは、IASBとIFRS解釈指針委員会が、IFRS第15号収益認識基準やIFRS第9号金融

商品の減損モデルなどの導入サポートと旧基準の年次改善プロジェクトや限定的修正プロジェクトのバランスは適切かが議論された。

基準改訂のペースに関しては、改訂ペースや程度が適切かについて議論された。議論そのものは活発に行われたものの、はっきりした結論はなかった。また新基準の導入サポートについては、導入、基準公表前のプロセス、翻訳などに関してIASBが考慮すべき多くのことが指摘された。また「『事業環境スキャニング』（“environmental scanning”）⁴などの方法を用いて、将来どんな問題が発生し得るか、定期的に点検すべきである。」という提言もあった。

なお、事前に各委員に提出が求められていたリサーチ・プログラムにおける優先順位に関して集約結果が示されたが、第1位は「のれん」であり、以下、開示原則、共通支配下の企業結合、基本財務諸表の順であった。この結果を踏まえ、石原委員から、「のれん」の問題が最優先との各委員の認識をIASBは改めて真摯に受け止めて欲しいとのコメントがなされた。

7. IFRS-ACメンバー組織の活動報告

本セッションは、委員の母体組織のIFRSに関する活動について、情報共有を行うためのセッションで、今回が初めての試みであった。IFRS財団モニタリング・ボード（MB）を代表して河野正道議長、欧州会計学会（EAA）を代表してAnn Jorissen EAA会長、欧州委員会を代表してWojciech Fumanski氏が、それぞれの活動について報告した。また本セッションに関して、諮問会議における情報共有のあり方についても議論された。

河野MB議長からは、MBの役割、及びMB

3 ただし、作成者、ユーザー、監査人など利害関係者ごとの助言組織はある。

4 「事業環境スキャニング」とは、政治、経済、社会、技術開発など自社を取り巻く事業環境の動向を踏まえ、今後予想される事業環境の変化が自社、自社の属する業界、市場全体への影響を調査し、そのインプリケーションを分析するという事業環境分析のテクニックである。

自体のガバナンス、メンバー定員・構成の見直し⁵などについて報告があった。MBは、IFRS財団、IASBの公的な説明責任を高めるために2009年設置された。ここ数年は、2012年に公表したガバナンス・レビューに従って、MB自身の体制整備が進められてきた。しかし、上記定員・構成見直しの結果、4名の常任委員ポスト、2名の非常任委員ポストが新設され、ブラジル及び韓国の資本市場当局が新たに常任委員に就任している。河野MB議長によれば、今後はMBの本来業務である、IFRS財団、IASBのモニタリングにより時間を割いていきたいとのことであった。

Jorissen EAA会長からは、IFRS設定プロセスにおいて、学界として高品質のグローバル基準の開発に貢献すべく行っているEAAの活動が紹介された。Fumanski氏からは、EUによるIFRS強制適用に関するレビュー結果に関する報告があった。同氏によれば、EUにおいてIFRS強制適用に踏み切ったことに対して、加盟各国は概ね好意的に捉えている。また、同氏から、IFRS財団のガバナンス改善に関する欧州委員会提案が紹介された。なお、石原委員から同氏に対して、IASBは単一の国際基準の実現を目指している一方で、いくつかの国はエンドースメントプロセスとカープアウトが必要と考えているがどう思うかとの質問がなされ、EUにおいてそれらはとても円滑に機能しているとの回答があった。

Ⅲ. おわりに

2015年11月のIFRS-ACの主要テーマは、2つの意見募集「IFRS財団の組織と有効性」と「2015年アジェンダ・コンサルテーション」であったが、これらの意見募集文書自体は、過去のIFRS-ACにおけるアドバイスを反映したのものとなっている。しかし今回のIFRS-ACでは意見募集期間中であるためか、議論そのものは活発に行われたものの、明確な方向性を持ったアドバイスを出しにくかったように思われる。またそれ以外のアジェンダについては、情報共有目的のセッションが多く、必ずしも議論が盛り上がったとはいえない。冒頭で述べたように、筆者は副議長という立場で出席しているが、今回は議事進行の点で反省すべき点が残る結果となった。

次回のIFRS-ACは2016年2月23、24日に開催予定である。今回に引き続き「IFRS財団の組織と有効性」、「2015年アジェンダ・コンサルテーション」が主要議題であるが、意見募集へのフィードバックを踏まえた議論が予定されている。また定例のIASB・IFRS財団の活動報告に加え、企業報告の将来、適用後レビューに関する今後の運営方法などが議題として予定されている。

5 MBは、各国において財務報告に記載すべき事項の決定に責任を有する資本市場当局からなる。創設メンバーは、証券監督者国際機構（IOSCO 理事会）及び成長・新興市場委員会よりそれぞれ1名、欧州委員会、米国証券取引委員会（SEC）、わが国金融庁より各1名の5名であった。